

新型コロナウイルス感染症に係る区民センター施設使用料減免のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、旭区民センター利用者の皆様には、感染症対策にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

現在、ご利用の際には、参加人数の制限や参加者間の距離確保等、感染症対策を実施することを前提に使用いただくなどご負担をおかけしており、このたび、利用者の皆様の負担軽減を図る観点から、施設使用料（附属設備使用料は除く）の5割を免除する措置を実施しております。

【使用料5割免除対象となる方】

- ・人数制限や参加者間の距離確保等、感染症対策の実施を前提に使用いただいた方

【対象となる期間】

- ・利用日 2020年7月15日～2021年3月31日

※申込日ではなく、実際に利用される日が上記期間内である方が対象です。

【対象となる使用料】

- ・施設使用料

※附属設備使用料は対象外です。

【免除の方法について】

- ・使用料をお支払い済みの方

…使用料を納付いただいている方は、使用日当日以降、5割を還付いたします。

- ・これから申込される方、申込済みで料金のお支払いがまだの方

…使用料を納付期限までに全額納付いただきます。使用日当日以降に5割を還付いたします。

還付手続きが立て込んでおり、還付の準備ができ次第、区民センターより連絡させていただきます。それまでお待ちいただきますようお願いします。

【注意事項】

- ・対象期間内の予約を取り消された場合は、上記使用料5割免除対象に該当せず、使用料5割免除の対象外となります。